

目 次

津市条例

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例及び津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

北海道胆振東部地震による市税に関する申告期限等の延長に係る期日の指定

津市共同浴場さくらゆの入浴料金の徴収事務の委託

放置自転車の撤去及び保管

市道路線の供用開始

市道路線の区域変更

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の変更

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市消防本部訓令

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第44号

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「津市長」を「津市議会の議員及び津市長」に改める。

第1条及び第2条中「市長」を「議会の議員及び市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

津市支所及び出張所設置条例及び津市消防本部及び消防署の設置等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月20日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第45号

津市支所及び出張所設置条例及び津市消防本部及び消防署の設置等に関
する条例の一部を改正する条例

(津市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第1条 津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）の一部
を次のように改正する。

第2条の表津市河芸総合支所の項及び第3条の表津市千里ヶ丘出張所の項
中「河芸町杜の街二丁目」の次に「、河芸町杜の街三丁目、河芸町杜の街四
丁目、河芸町杜の街五丁目」を加える。

(津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成18年津市条例
第255号）の一部を次のように改正する。

第4条の表津市北消防署の項中「河芸町杜の街二丁目」の次に「、河芸町
杜の街三丁目、河芸町杜の街四丁目、河芸町杜の街五丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 6 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 千里ヶ丘処理分区第 1 負担区の項の次に次のように加える。

清水処理分区第 1 分担区	3 8 4 円
---------------	---------

別表第 1 に次のように加える。

白山第 5 処理分区第 2 分担区	3 8 4 円
-------------------	---------

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 47 号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 津市一身田公民館 津市白塚公民館 津市片田公民館 津市南郊公民館 津市豊里公民館 」	会議室	900	1,100	1,100	を
	研修室	700	900	900	
	実習室	1,000	1,300	1,300	
	和室	600	700	700	

「 津市一身田公民館 」	多目的室 A	400	500	500	に
	多目的室 B	400	500	500	
	多目的室 C	400	500	500	
	研修室	400	500	500	
津市白塚公民館 津市片田公民館 津市南郊公民館 津市豊里公民館 」	会議室	900	1,100	1,100	
	研修室	700	900	900	
	実習室	1,000	1,300	1,300	
	和室	600	700	700	

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の津市一身田公民館の使用に係る手続については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 5 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の表中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第 8 号」を「同項第 9 号」に改める。

第 4 2 号様式中

扶 養 控 除 欄		氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日
	配 偶 者 控 除				・ ・
	扶 養 控 除				・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・

を

扶 養 親 族 等		氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日
	同 一 生 計 配 偶 者				・ ・
	控 除 対 象 扶 養 親 族				・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
	1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族				・ ・
					・ ・
					・ ・
	本 人 該 当	障害者・寡婦・寡夫・未成年者（○を付けてください。）			

に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第46号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年津市条例第47号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第 25 条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 22 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第 3 号様式から第 12 号様式まで及び第 14 号様式から第 17 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

第 20 号様式から第 23 号様式までの規定中「第 26 条関係」を「第 27 条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 4 0 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 2 1 9 号において、別途告示で定めることとされている期日は、その期限が平成 3 0 年 9 月 6 日から平成 3 1 年 1 月 3 0 日までの間に到来するものについて、同月 3 1 日とするので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 2 4 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市共同浴場さくらゆの入浴料金
- 2 委託先
津市相生町 9 8 番地
さくら湯運営委員会 代表 田邊知子
- 3 委託期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 2 4 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している自転車について、
同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 2 月 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	8	平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日
津新町駅第二公共自転車等駐車場	3	平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	3	平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日
津新町駅第三公共自転車等駐車場	3	平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 4 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
7 0 8 1	三谷中津線	津市美杉町下之川字富田 6 2 0 2 番 1 地先から 津市美杉町下之川字富田 5 4 5 0 番 3 地先まで	平成 3 1 年 1 月 7 日
7 0 8 1	三谷中津線	津市美杉町下之川字中津 5 1 4 9 番 1 地先から 津市美杉町下之川字中津 5 1 3 8 番 1 地先まで	平成 3 1 年 1 月 7 日

津市告示第 2 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 1 3 5 新町野口線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 から 津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 まで	旧	4.0~ 3.1	7.1
津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 から 津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 まで	新	4.0~ 4.0	7.1

2 路線名 1 1 6 1 野口町 3 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 から 津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 7 地先 まで	旧	3.2~ 3.2	32.0
津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 9 地先 から 津市久居野口町字野口畑 2 5 1 1 - 7 地先	新	4.0~ 4.0	32.0

まで			
----	--	--	--

3 路線名 1 1 9 8 牧里中 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市牧町字北浦 4 4 9 - 7 地先から 津市牧町字北浦 4 4 9 - 1 地先まで	旧	3.6~ 3.6	56.0
津市牧町字北浦 4 4 9 - 7 地先から 津市牧町字北浦 4 4 9 - 1 地先まで	新	5.0~ 5.2	56.0

4 路線名 1 5 9 4 明神北 4 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居明神町字大沢池田 1 4 9 0 - 2 0 地先から 津市久居明神町字大沢池田 1 4 9 0 - 2 2 地先まで	旧	3.2~ 3.2	65.1
津市久居明神町字大沢池田 1 4 9 0 - 2 0 地先から 津市久居明神町字大沢池田 1 4 9 0 - 2 2 地先まで	新	4.0~ 4.0	65.1

5 路線名 3 7 0 6 今徳 2 7 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町今徳字北出 2 2 0 - 7 地先から 津市安濃町今徳字北出 2 1 9 - 1 地先まで	旧	2.5~ 1.9	72.9
津市安濃町今徳字北出 2 2 0 - 7 地先から 津市安濃町今徳字北出 2 1 9 - 1 地先まで	新	4.6~ 4.6	72.9

津市公告第 1 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 5 9 8 番 8、2 5 9 8 番 4 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

伊勢市河崎二丁目 1 8 番 7 号

株式会社坂谷自動車工業

代表取締役 坂谷 隆徳

津市公告第 1 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出伊倉津町字十七割 1 3 0 7 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市雲出伊倉津町 1 3 2 2 番地 1
有限会社栄進ボディ工業
代表取締役 西口 眞功

津市公告第 1 7 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成30年度営子推継第36号
(仮称) 芸濃こども園建築工事
- (2) 工事場所 津市芸濃町棕本地内
- (3) 工事概要 新築
鉄骨造2階建
延面積2,325㎡
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して340日間
- (5) 予定価格 489,665,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登

載されている者

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成30年12月20日（木）から平成31年1月11日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成30年12月20日（木）から平成31年1月11日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可

(更新) 申請に必要な専任技術者調書の写し)

キ 施工計画書

ク 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成31年1月21日(月)までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成30年12月20日(木)から平成31年2月1日(金)まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
有限会社オグラ(電話 059-228-9811)

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年12月27日(木)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年1月9日(水)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成31年1月18日(金)正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成31年1月24日(木)までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく

ださい。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成31年2月1日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成31年2月4日（月）午前9時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成 18 年 1 月 1 日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 1 7 6 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 7 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

430122501

公 告 日	平成30年12月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営消総第37号 津市消防団久居方面団第5分団詰所便所改修工事			
工 事 場 所	津市 新家町	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】D・C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月11日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月11日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年12月28日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月11日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月16日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,742,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430122502

公 告 日	平成30年12月25日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成30年度下建安地第2号 津市安濃庁舎及び津市サンヒルズ安濃公共下水道管接続工事			
工 事 場 所	津市 安濃町東観音寺 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 19m 小型マンホール工 5箇所			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市下水道排水設備指定工事店であること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月11日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年12月28日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成31年1月8日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成31年1月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年1月16日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	8,903,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市上下水道事業告示第 29 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 12 月 25 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
ハーツテック	鈴鹿市上野町 958 番地 1	平成 30 年 12 月 4 日

津市消防本部訓令第 4 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日

津市消防長 東 海 千 秋

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 津市北消防署河芸分署の項中「河芸町杜の街二丁目」の次に「、河芸町杜の街三丁目、河芸町杜の街四丁目、河芸町杜の街五丁目」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。